

立川市介護保険条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 30 年 5 月 2 日

提出者 立川市長 清水 庄平

理由

介護保険法施行令等の一部を改正する政令（平成 30 年政令第 56 号）の公布による。

## 立川市介護保険条例の一部を改正する条例

立川市介護保険条例（平成12年立川市条例第17号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
(保険料)	(保険料)
第8条	第8条
2 前項に規定する保険料率は、平成30年度から平成32年度までの各年度においては、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。	2 前項に規定する保険料率は、平成30年度から平成32年度までの各年度においては、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。
(1)～(5) ……略……	(1)～(5) ……略……
(6) 次のいずれかに該当する者 81,144円 ア 地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に定める合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から <u>令第22条の2第2項</u> に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下この項において同じ。）が1,200,000円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの	(6) 次のいずれかに該当する者 81,144円 ア 地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に定める合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から <u>令第38条第4項</u> に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下この項において同じ。）が1,200,000円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
イ	イ
(7)～(14) ……略……	(7)～(14) ……略……
3～5 ……略……	3～5 ……略……

### 附 則

この条例は、平成30年8月1日から施行する。